

18 監査第 63 号  
平成 18 年 12 月 18 日

長野県監査委員 樽 川 通 子  
長野県監査委員 東 方 久 男 様  
長野県監査委員 宮 澤 敏 文

長野県代表監査委員職務代理者  
樽 川 通 子

議会請求監査結果に係る勧告に対する措置について（通知）

平成 18 年 11 月 7 日付 18 監査第 54 号で勧告のあった丸山勝司前代表監査委員の公用携帯電話の不適正使用に係る公金支出額の返還については、下記のとおりです。

記

1 返還措置

平成 18 年 11 月 7 日付で本人あて書面により返還を請求した。

返還請求金額 317,579 円  
(民法第 704 条の規定により、県が支出した日の翌日から返還日までの期間について民法第 404 条に規定する法定利率（年 5 分）による利息を付す。)  
納期限 平成 18 年 11 月 21 日

2 返還の状況

返還日 平成 18 年 11 月 27 日  
返還額 336,552 円（不当支出額 317,579 円、利息 18,973 円）

3 その他の措置

- (1) 今後監査委員は公用携帯電話を所持しないこととし、対象の公用携帯電話は平成 18 年 11 月 24 日解約した。
- (2) 監査委員のサービスを具体化した規程の検討及び監査委員事務局の内部牽制が有効に機能するような事務処理制度への改善に取り組むこととし、作業に着手した。

担 当	監査委員事務局 今井 則夫、黒柳 広江
電 話	026-235-7461 (直通) 026-232-0111 (代表) 内線 4213
F A X	026-235-7463
E - m a i l	kansa@pref.nagano.jp